

# 無期雇用転換ルールを踏まえた企業の実務対応

平成 25 年 4 月 1 日に施行された改正労働契約法により、有期雇用契約が反復更新され、通算 5 年を超える従業員から申し込みがあった場合、無期雇用契約に転換するルールが導入されました。

平成 30 年 4 月 1 日以降に更新される雇用契約から順次適用されることになり、多くの企業において、無期転換労働者に対応する就業規則の整備や無期転換して以降の労働条件の取り決め等、企業の実情や法的な面も踏まえた様々な対応を考えなければなりません。

そこで今回、法改正の概要や無期雇用転換対応への留意点、さらに無期雇用転換後の人事マネジメントなどについて、具体的な事例も交えて解説いたします。ぜひ、経営者の皆様を始め総務・人事担当の皆様も奮ってご参加ください。

◆ 日 時：平成 29 年 11 月 17 日（金）

14：00 ～ 16：00

◆ 講 師：(有)コンサルティングワイズ

代表取締役 山田 泰章 氏

◆ 場 所：前橋商工会議所 3階 アイビー

◆ 受講料：無 料

◆ 定 員：50名（定員になり次第締切ります）

◆ 申 込 先：申込書に必要事項をご記入の上、前橋商工会議所 経営支援センター

(TEL 234-5115 FAX 234-8031)へお申し込みください。

◆ 主 催：前橋商工会議所 経営安定特別相談室 ・ 前橋職業安定協会

## 〔研修内容〕

1. 有期契約の無期化の意味
2. 有期契約と無期契約の違い
3. 認められなくなる有期の処遇差
4. 無期化への対応
  - (1) 定年制の制定
  - (2) 処遇体系の整備
  - (3) 実例による対応方法

～「無期雇用転換ルールを踏まえた企業の実務対応」（11/17）申込書～

会 社 名			
住 所			
業 種			
T E L		F A X	
参加者氏名			

前橋商工会議所経営支援センター宛

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡、情報提供以外の目的には利用いたしません。